

## 5 経過的取扱い

### **【新設】(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期)**

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度分の法第82条の3第1項(国際最低課税額)に規定する国際最低課税額(以下経過的取扱い(1)において「国際最低課税額」という。)に対する法人税、同日以後に開始する対象会計年度分の法第82条の11第1項(国際最低課税残余额)に規定する国際最低課税残余额に対する法人税及び同日以後に開始する対象会計年度分の法第82条の19第1項(国内最低課税額)に規定する国内最低課税額に対する法人税について適用し、同日前に開始した対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

### **【解説】**

令和7年度の税制改正において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の見直しが行われたほか、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税が創設された。これに伴い、令和8年1月30日付で「法人税基本通達の一部改正について(法令解釈通達)」を発遣している。

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税、同日以後に開始する対象会計年度分の国際最低課税残余额に対する法人税及び同日以後に開始する対象会計年度分の国内最低課税額に対する法人税について適用することを本通達において明らかにしている。

また、令和8年4月1日前に開始した対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税については、この法令解釈通達による改正前の取扱いを適用することを明らかにしている。